



BCJ 評定－PA0091-03
令和元年 5 月 17 日

評 定 書

大栄産業株式会社
代表取締役 木村 尊 様
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

評定申込みのあつた浄化槽に用いられる構造方法について、当財団 FRP 評定委員会(委員長：邊 吾一)において慎重審議を行った結果、令和元年 5 月 17 日付け評定報告書(BCJ 評定－PA0091-02)の通り、構造耐力上支障ないものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和5年6月24日までとします。



記

1. 件 名 ダイエー浄化槽 FCE-10 型、FCE-10P 型、FCH-10 型、FCH-10P 型
ダイキ浄化槽 XE-10F 型、XE-10FP 型、XH-10 型、XH-10P 型

2. 槽 の 種 類 角型横置槽

3. 設 計 者 大栄産業株式会社
株式会社ダイキアクシス

4. 製造管理者 大栄産業株式会社及び関連工場
株式会社ダイキアクシス及び関連工場

5. 施工管理者 大栄産業株式会社及び指定施工業者
株式会社ダイキアクシス及び指定施工業者

6. 建設地条件

長期許容地耐力	30 kPa 以上
垂直最深積雪量	1.0 m 以下の地域
積載 荷重	駐車場以外
	駐車場
最高地下水位	地盤面下 30 cm まで
設置方法	地下埋設、地上設置
基礎床盤の位置 (最深埋設時)	地盤面下 1.85 m

支柱省略工事を行う場合の工事仕様書

下記の浄化槽を共通要件に基づき施工する場合において、当社が別途指示する工事の仕様は下記のとおりです。

記

型式・人槽	項目	施工仕様
型式（XH） (5・7・10) 人槽	上部スラブの広さ	浄化槽の外形寸法以上

共通要件（鹿児島県浄化槽推進市町村協議会及び一般社団法人鹿児島県環境保全協会で定める要件）

(1) 支柱省略工事を行うことができる要件	
① 浄化槽の種類	・一般財団法人日本建築センターのF R P 評定を取得した浄化槽であること。
② 建築物の用途等	・原則として戸建ての専用住宅であること。 ・賃貸住宅又は建売住宅でないこと。
③ 駐車する車両の重量	・車両総重量（積載重量を含む）が 2,000 kg 以下であること。
④ 駐車場の利用状況	・不特定の車両が利用するものでないこと。
(2) 支柱省略工事を行う場合の工事仕様	
① 浄化槽の設置位置	・マンホールの上に車輪が直接乗らないように設置すること。
② 上部スラブ工事	・広さは浄化槽メーカーの指示する仕様とすること。 ・高さ及び配筋等は、浄化槽適正工事マニュアル（一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行）に示す標準施工の場合と同等以上とすること。
③ 基礎底盤工事	・浄化槽適正工事マニュアル（一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行）に示す標準施工の場合と同等以上とすること。
④ 駐車車両制限の表示	・車両総重量（積載重量を含む）が 2,000 kg を超える車は駐車できないことを表示したプレート（耐候性、耐久性を備えたもの）を駐車場の見やすい位置に設置すること。
⑤ その他	・その他の工事仕様については、浄化槽適正工事マニュアル（一般社団法人鹿児島県環境保全協会発行）によること。 ・浄化槽メーカーから特に指示がある場合は、それによること。

2019年8月30日

浄化槽製造業者 株式会社 ダイキアクシス
鹿児島営業所所長 山下 隆一

